

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会	産業カウンセラー 試験受験料等	13,580,700		H24.11.13他		特社	国所管	適性診断においてカウンセリングを行うためには産業カウンセラーの資格が必要であるが、当該資格の取得のためには「適性診断の認定に関する実施要領(平成24年4月13日付け国土交通省告示第456号)」が指定する社団法人日本産業カウンセラー協会の開講する講座を受講することが義務づけられているため、やむを得ないとする。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。